

- ⑤ 国会職員の職務の級は、両議院の議長が協議して定める基準に従い決定する。
- ⑥ 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける国会職員となつた者の号給は、両議院の議長が協議して定める初任給の基準に従い決定する。
- ⑦ 国会職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職給料表の適用を受ける国会職員が他の給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、両議院の議長が協議して定めるところにより決定する。
- ⑧ 国会職員（指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く。）の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日前において両議院の議長が協議して定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に依りて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会職員が国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- ⑨ 前項の規定により国会職員（次項に規定する国会職員を除く。）以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない国会職員（昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員）でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料

表の適用を受ける国会職員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、三号給）とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。

- ⑩ 五十五歳（両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、五十六歳以上の年齢で両議院の議長が協議して定めるもの）を超える国会職員の第八項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に依りて両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。

- ⑪ 国会職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- ⑫ 法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける国会職員以外の国会職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 第一条の二 再任用職員で法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第四項及び第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗

じて得た額とする。

第二条 給料は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち両議院の議長が協議して定める日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、両議院の議長が協議して定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第三条 給料は新任、増給及び減給の場合は、総てその発令の当日からこれを計算する。

② 休職を命ぜられて給料の一部を受ける場合は、減給とみなし前項の規定を適用する。

③ 給料は離職の場合は、その発令の当日までこれを計算する。

④ 給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、特別給料表の適用を受ける国会職員（勤務時間規程の適用を受ける国会職員を除く。）についてはその月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を、それ以外の国会職員についてはその月の現日数から勤務時間規程第四条第一項及び第四項、第五条並びに第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を、それぞれ基礎として日割りによつて計算する。

第四条 国会職員が死亡したときは、当月分の、給料その他の給与の全額を支給する。

第五条 前三条に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条 国会職員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。

国会職員の給与等に関する規程

一 扶養手当

二 給料の特別調整額

二の二 業務調整手当

三 初任給調整手当

四 地域手当

五 広域異動手当

六 超過勤務手当

七 休日給

八 夜勤手当

九 宿日直手当

十 管理職員特別勤務手当

十一 期末手当

十二 勤勉手当

十三 削除

十四 特殊勤務手当

十五 住居手当

十六 通勤手当

十七 単身赴任手当

第六条の二 管理又は監督の地位にある国会職員のうち両議院の議長が協議して指定する職にある者（以下「管理監督職員」という。）には、その特殊性に基づき、毎月給料の特別調整額を支給する。

② 管理監督職員に支給する給料の特別調整額は、両議院の議長が協議してこれを定める。

③ 給料の特別調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

第六条の三 国会職員が、月の一日から末日までの期間の全日数に

わたつて勤務しなかつた場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第十三条第一項第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、給料の特別調整額は支給することができない。

第六条の四 行政職給料表（一）又は速記職給料表の適用を受ける国会職員（管理監督職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）が、国会に置かれる機関として両議院の議長が協議して定めるものの業務（当該業務と同様な業務の特殊性及び困難性に及びに職員の確保の困難性があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める業務を含む。）に従事する場合は、当該国会職員には、業務調整手当を支給する。

② 業務調整手当の月額は、行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級、速記職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職給料表（一）の職務の級であつて両議院の議長が協議して定めるものにおける最高の号給の給料月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める額とする。

③ 前二項に規定するもののほか、業務調整手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条の五 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員

の補充について特別の事情があると認められる職で両議院の議長が協議して定めるものに新たに採用された国会職員には、採用の日から五年以内の期間、月額二千五百円を超えない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

② 前項の職に在職する国会職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

③ 前二項の規定により初任給調整手当を支給される国会職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条の六及び第六条の七 削除

第六条の八 国会職員（法第二十四条の三に規定する国会職員を除く。以下この項において同じ。）が勤務しないときは、勤務時間規程第九条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間規程第十条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場

合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- ② 前項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

- ③ 第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

- ④ 前三項に規定するもののほか、給与の減額に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 扶養手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。

- ② 地域手当の支給について、政府職員の例により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該支給のために必要な事項は、政府職員との権衡を勘案して、両議院の議長が協議して定める。

第七条の二 管理監督職員又は指定職給料表の適用を受ける国会職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間規程第四条第一項及び第四項、第五条並びに第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- ② 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その

他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- ③ 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる国会職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務をした国会職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）

イ 管理監督職員 一万二千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 イの両議院の議長が協議して定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額

- ④ 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条の三 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する国会職員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員（第十四条第二項の規定の適用を受ける国

国会職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）についても、同様とする。

- ② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については百分の百六十七・五、それ以外の国会職員については百分の百三十（行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百十、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては百分の七十）を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六月 百分の百
- 二 五月以上六月未満 百分の八十
- 三 三月以上五月未満 百分の六十
- 四 三月未満 百分の三十

- ③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

- ④ 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）

において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- ⑤ 行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける国会職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

- ⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する国会職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支

給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員（両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）についても、同様とする。

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉

国会職員の給与等に関する規程

手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額

③ 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において国会職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

④ 前条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

第七条の五 各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長並びに各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員には扶養手当、給料の特別調整額、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、住居手当及び単身赴任手当を、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給しない。

② 指定職給料表の適用を受ける国会職員には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び住居手当を支給しない。

③ 管理監督職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

④ 再任用職員には扶養手当、初任給調整手当及び住居手当を支給しない。

第八条 削除

第九条 国会職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組入れることが不可能か又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給する。

第十条及び第十一条 削除

第十二条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める。

第十三条 削除

第十四条 法第十三条第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、政府職員の例により、給与の全部又は一部を支給することができる。

② 前項に規定する国会職員のうち、法第十三条第一項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた者が、その休職の期間内で期末手当の支給に係る基準日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、両議院の議長が協議して定める国会職員については、この限りでない。

第十五条 非常勤の国会職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、勤務一日につき三万四千二百円（その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

② 前項の国会職員に対しては、同項の手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

③ 第一項の国会職員のうち、勤務形態が常勤を要する国会職員に準ずるもの及び勤務形態がこれらに至らない者で常勤の国会職員の給与との権衡上必要があると認められるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第十六条 国会職員が公務のため国会議員と同行して本邦内を旅行する場合の旅費額については、国会議員の受ける旅費額と同額まで増額することができる。

第十七条 国会職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた国会職員に対する福祉事業については、政府職員の例による。

第十八条 削除

第十九条 国会閉会中、政府職員の給与に関する法令が改正されたため必要があるときは、両議院の議長は、協議の上この規程を改正することができる。

第二十条 この規程に定めるものの外給与等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十二年法律第八十五号施行の日から、これを適用する。
- 2 当分の間、第六条の八の規定にかかわらず、国会職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（両議院の議長が協議して定めるものに限る。）により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（両議院の議長が協議して定める場合にあつては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、両議院の議長が協議して定める手当の算定については、当該国会職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会職員の給与等に関する規程

別表第一 特別給料表（第一条関係）

各議院事務局長又は 各議院事務局長の 副議長の秘書事務 をさとする参事												各議院事務局の事務 局長			各議院法制局の法制 局長			国立国会図書館の館 長			各議院事務局の常任 委員			国立国会図書館の専 門調査員			職名			給料月額		
一 号 給	二 号 給	三 号 給	四 号 給	五 号 給	六 号 給	七 号 給	八 号 給	九 号 給	十 号 給	十 一 号 給	十 二 号 給	一 号 給	二 号 給	三 号 給	一、 四〇六、 〇〇〇 円	一、 四〇六、 〇〇〇 円	〇 三 五、 〇〇〇 円	九 六 五、 〇〇〇 円	八 九 五、 〇〇〇 円	五 八 六、 二〇〇 〇〇 円	五 五 五、 五〇〇 〇〇 円	五 二 五、 五〇〇 〇〇 円	四 九 三、 九〇〇 〇〇 円	四 六 三、 四〇〇 〇〇 円	四 三 六、 〇〇〇 〇〇 円	四 〇 〇、 七〇〇 〇〇 円	三 六 二、 二〇〇 〇〇 円	三 二 六、 四〇〇 〇〇 円	二 九 五、 二〇〇 〇〇 円	二 七 三、 三〇〇 〇〇 円	二 六 四、 五〇〇 〇〇 円	

別表第二 指定職給料表（第一条関係）

号 給	給 料 月 額
1	706,000 円
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表（第一条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員 の区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
再任 用職 員以 外の 職員	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		

国会職員の給与等に関する規程

69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			

国会職員の給与等に関する規程

105	298,300	346,800								
106	298,600	347,200								
107	299,000	347,600								
108	299,300	348,000								
109	299,500	348,500								
110	299,900	348,900								
111	300,300	349,200								
112	300,600	349,500								
113	300,800	350,000								
114	301,000									
115	301,300									
116	301,700									
117	301,900									
118	302,100									
119	302,400									
120	302,700									
121	303,100									
122	303,300									
123	303,600									
124	303,900									
125	304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

- 備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。
- (二) 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

ロ 行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400

国会職員の給与等に関する規程

	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
	53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
	54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
	55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
	56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
	57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
	58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
	59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
	60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
再任	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
用職	70	211,800	253,100	282,500	311,300	
員以	71	212,100	253,500	283,300	311,800	
外の	72	212,600	253,900	284,000	312,300	
職員	73	212,800	254,100	284,800	312,600	
	74	213,400	254,500	285,500	313,100	
	75	213,900	255,000	286,300	313,600	
	76	214,600	255,500	287,100	314,000	

国会職員の給与等に関する規程

77	214,800	255,800	287,700	314,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500
79	216,000	256,700	288,700	314,800
80	216,600	257,200	289,100	315,100
81	217,300	257,500	289,500	315,400
82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	220,100	258,800	291,900	316,900
87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	222,400	259,800	293,900	317,900
91	223,000	260,200	294,400	318,200
92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	

国会職員の給与等に関する規程

117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表（第一条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,300	194,000	230,000	282,700	309,300	327,400
	2	159,800	195,800	231,600	284,900	311,600	329,700
	3	161,300	197,600	233,100	287,200	313,800	332,100
	4	162,900	199,400	234,700	289,400	316,100	334,500
	5	164,200	200,900	236,100	291,600	318,400	336,500
	6	165,700	202,700	237,600	293,900	320,600	338,900
	7	167,200	204,500	238,900	296,100	322,900	341,100
	8	168,700	206,300	240,300	298,300	325,100	343,500
	9	170,100	207,900	241,300	300,300	327,200	345,700
	10	172,800	209,700	243,000	302,500	329,400	347,800
	11	175,400	211,500	244,800	304,800	331,600	350,100
	12	178,000	213,300	246,400	307,000	333,800	352,400
	13	180,700	214,700	247,900	309,100	335,800	354,500
	14	182,400	216,500	249,800	311,400	338,100	356,800
	15	184,000	218,200	251,500	313,600	340,300	359,000
	16	185,700	220,000	253,300	315,900	342,600	361,400
	17	187,200	221,700	255,000	317,800	344,400	363,500
	18	188,900	223,400	256,900	320,100	346,600	366,500
	19	190,700	225,000	258,900	322,300	348,700	369,400
	20	192,400	226,600	261,000	324,500	350,800	372,300
	21	194,000	228,000	262,900	326,500	352,600	375,000
	22	195,400	229,700	265,000	328,600	354,800	377,300
	23	196,900	231,300	267,100	330,900	357,000	379,700
	24	198,400	232,900	269,200	333,000	358,900	382,100
	25	199,700	234,000	271,400	334,700	361,000	384,300
	26	201,000	235,400	273,600	336,900	363,400	386,800
	27	202,200	236,700	275,700	338,900	365,800	389,200
	28	203,500	237,900	277,800	341,100	368,200	391,700
	29	204,800	239,400	279,600	343,300	370,500	393,800
	30	206,100	240,600	281,700	345,400	372,600	395,800
	31	207,400	241,600	283,800	347,600	374,700	397,900
	32	208,700	242,800	285,700	349,700	376,800	400,100
	33	209,800	244,000	287,500	351,700	377,800	401,200
	34	211,100	245,000	289,600	353,700	378,800	403,000
	35	212,400	246,100	291,600	355,600	380,000	404,800
	36	213,700	247,300	293,700	357,600	381,200	406,600
	37	214,800	248,200	295,700	359,200	382,200	408,300
	38	215,900	249,400	297,600	360,900	383,200	410,200
	39	216,900	250,600	299,600	362,800	384,300	412,000
	40	218,000	251,800	301,600	364,700	385,400	413,800

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

	41	219,100	253,200	303,200	366,500	386,200	415,300
	42	220,000	254,300	305,200	367,800	387,300	416,500
	43	220,800	255,400	307,000	369,600	388,400	417,700
	44	221,700	256,400	308,900	371,300	389,500	419,000
	45	222,100	257,300	310,700	372,900	390,100	420,300
	46	222,600	258,300	312,700	373,700	391,000	421,600
	47	223,000	259,300	314,600	374,400	391,900	422,900
	48	223,400	260,200	316,600	375,200	392,800	424,100
	49	223,800	260,800	317,800	375,900	393,400	425,200
	50	224,200	261,400	319,600	376,500	394,300	426,500
	51	224,400	262,200	321,400	377,100	395,100	427,800
	52	224,700	263,000	323,300	377,700	395,900	429,000
	53	225,000	263,700	325,100	377,900	396,500	430,100
	54	225,200	264,300	327,000	378,500	397,300	430,900
	55	225,500	265,100	328,900	379,000	398,000	431,700
	56	225,800	265,900	330,700	379,600	398,700	432,500
再任 用職 員以 外の 職員	57	226,000	266,400	332,400	379,900	399,500	433,200
	58	226,200	267,000	334,000	380,500	400,300	433,900
	59	226,400	267,400	335,500	381,100	401,100	434,600
	60	226,700	268,000	337,100	381,700	401,900	435,300
	61	227,200	268,400	338,300	382,000	402,600	436,200
	62	227,600	269,000	339,400	382,600	403,200	437,000
	63	228,000	269,500	340,400	383,300	403,700	437,400
	64	228,300	270,000	341,400	383,900	404,400	438,100
	65	228,700	270,200	342,400	384,200	404,800	438,700
	66		270,600	343,100	384,800	405,300	439,100
	67		271,100	344,000	385,500	405,800	439,500
	68		271,700	345,000	386,100	406,300	439,900
	69		272,300	345,900	386,600	406,800	440,400
	70		272,900	346,700	387,200	407,200	440,800
	71		273,500	347,600	387,900	407,600	441,200
	72		274,100	348,500	388,500	407,900	441,500
	73		274,500	349,400	388,800	408,200	441,900
	74		274,800	350,100	389,500	408,600	442,300
	75		275,200	350,700	390,100	409,000	442,600
76		275,600	351,400	390,500	409,200	442,900	
77		275,900	351,800	390,900	409,500	443,300	
78		276,100	352,400	391,500	409,900		
79		276,300	352,900	392,000	410,300		
80		276,500	353,500	392,500	410,500		
81		276,800	354,000	392,800	410,800		
82		277,100	354,700	393,400	411,200		
83		277,400	355,400	393,900	411,600		
84		277,700	356,000	394,400	411,800		

国会職員の給与等に関する規程

85		277,900	356,300	394,600	412,100	
86		278,200	356,800			
87		278,500	357,400			
88		278,900	357,800			
89		279,200	358,400			
90		279,500	358,900			
91		279,700	359,500			
92		280,000	360,000			
93		280,300	360,400			
94		280,500	360,800			
95		280,800	361,300			
96		281,100	361,700			
97		281,300	362,100			
98		281,600	362,700			
99		282,000	363,200			
100		282,300	363,600			
101		282,500	364,000			
102		282,700	364,500			
103		283,000	365,000			
104		283,200	365,500			
105		283,500	366,000			
106		283,800	366,500			
107		284,100	367,000			
108		284,300	367,500			
109		284,600	368,000			
110		285,000	368,500			
111		285,400	368,900			
112		285,700	369,300			
113		285,900	369,800			
再任用職員	182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,900	209,900	249,600	293,900	324,000	347,600
	2	169,800	211,900	251,400	295,900	326,300	349,800
	3	171,800	213,900	253,200	298,000	328,700	352,100
	4	173,700	215,900	255,000	300,300	330,900	354,300
	5	175,600	217,900	256,700	302,200	332,900	356,300
	6	177,600	219,700	258,500	304,400	335,100	358,400
	7	179,500	221,700	260,100	306,500	337,400	360,600
	8	181,500	223,600	261,800	308,700	339,600	362,800
	9	183,500	225,700	263,100	310,700	341,600	364,500
	10	185,200	227,500	264,700	312,800	343,900	366,700
	11	187,000	229,300	266,000	315,000	346,100	368,700
	12	188,800	231,100	267,300	317,000	348,400	370,900
	13	190,700	232,900	268,700	319,300	350,500	372,700
	14	193,000	234,800	270,100	321,600	352,600	374,800
	15	195,300	236,700	271,200	323,800	354,800	376,800
	16	197,600	238,600	272,500	326,000	356,900	378,900
	17	199,800	240,100	273,300	327,800	358,900	380,500
	18	202,400	242,000	274,700	330,100	361,000	382,600
	19	204,900	243,900	276,100	332,200	363,100	384,600
	20	207,400	245,800	277,500	334,500	365,300	386,700
	21	209,700	247,400	278,800	336,600	366,900	388,700
	22	211,500	248,900	280,200	338,700	368,900	390,900
	23	213,300	250,200	281,500	340,900	370,700	393,100
	24	215,100	251,600	283,000	343,000	372,800	395,200
	25	217,000	253,100	284,200	344,800	374,400	397,100
	26	218,700	254,300	286,100	347,000	376,500	399,200
	27	220,600	255,600	288,200	349,000	378,600	401,400
	28	222,400	256,800	290,300	351,100	380,700	403,600
	29	224,100	258,000	292,300	352,800	382,700	405,500
	30	225,900	259,200	294,300	355,000	384,800	407,500
	31	227,700	260,600	296,100	356,900	386,900	409,400
	32	229,500	261,800	298,000	359,100	388,900	411,300
	33	231,100	262,300	299,700	360,500	391,100	413,000
	34	232,800	263,600	301,600	362,500	393,200	414,600
	35	234,500	264,800	303,600	364,400	395,300	416,200
	36	236,200	266,100	305,500	366,500	397,200	417,800
	37	237,400	267,000	307,200	368,500	398,900	419,400
	38	239,200	268,200	309,300	370,700	400,800	421,200
	39	241,000	269,200	311,400	372,800	402,500	423,000
	40	242,800	270,200	313,300	374,800	404,300	424,800

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

41	244,200	271,600	315,000	376,800	405,700	426,600
42	245,700	272,900	317,000	378,900	407,200	428,300
43	247,000	274,200	319,100	381,000	408,600	430,000
44	248,400	275,400	321,200	383,000	410,000	431,600
45	249,700	276,700	322,900	384,700	411,500	433,000
46	251,000	278,300	324,900	386,500	413,200	434,300
47	252,200	279,900	326,900	388,200	414,800	435,700
48	253,400	281,500	328,800	390,000	416,500	437,000
49	254,500	283,400	330,400	391,400	418,000	438,000
50	255,700	285,200	332,200	393,000	419,100	438,900
51	256,800	287,000	333,900	394,600	420,200	439,800
52	257,900	288,500	335,900	396,200	421,200	440,600
53	258,600	290,200	337,500	398,100	422,000	441,600
54	259,700	292,100	339,400	399,700	422,900	442,000
55	260,800	293,900	341,200	401,300	423,800	442,200
56	262,000	295,700	343,200	403,000	424,600	442,500
57	262,900	297,200	344,400	404,800	425,200	442,800
58	264,100	298,900	346,400	406,100	425,700	443,100
59	265,100	300,700	348,300	407,500	426,400	443,400
60	266,200	302,500	350,200	408,800	427,200	443,700
61	267,400	304,000	352,000	409,800	427,600	443,900
62	268,300	305,800	354,200	410,900	428,200	444,300
63	269,700	307,600	356,400	412,000	428,700	444,700
64	270,900	309,300	358,600	413,100	429,200	445,100
65	271,900	310,600	360,500	413,800	429,700	445,300
66	273,500	312,300	362,600	414,800	430,300	445,600
67	274,900	313,700	364,600	415,800	430,700	446,000
68	276,400	315,400	366,700	416,700	431,200	446,200
69	278,000	316,800	368,400	417,500	431,400	446,400
70	279,600	318,300	369,900	418,000	431,700	446,700
71	281,200	319,700	371,300	418,600	432,000	447,100
72	282,700	321,300	372,800	419,100	432,300	447,400
73	284,100	322,200	374,000	419,700	432,700	447,600
74	285,500	323,800	375,200	420,100	433,000	447,800
75	287,000	325,300	376,500	420,600	433,300	448,200
76	288,400	327,000	377,800	421,100	433,600	448,500
77	289,900	328,800	379,100	421,500	433,900	448,700
78	291,400	330,500	380,400	422,000	434,200	448,900
79	293,000	332,100	381,700	422,600	434,500	449,300
80	294,600	333,700	383,000	423,100	434,800	449,600
81	295,800	335,400	384,100	423,300	435,100	449,800
82	297,200	337,100	385,400	423,900	435,300	450,000
83	298,700	338,700	386,600	424,400	435,600	450,400
84	300,200	340,400	387,900	424,600	435,800	450,700

再任用職員以外の職員

85	301,100	341,800	389,100	424,800	436,100	450,900
86	302,600	343,300	389,900	425,300	436,300	
87	303,800	344,800	390,600	425,600	436,600	
88	305,300	346,300	391,400	425,900	436,800	
89	306,600	347,500	392,000	426,200	437,100	
90	308,000	348,700	392,700	426,600	437,300	
91	309,100	350,000	393,400	427,000	437,600	
92	310,500	351,300	394,100	427,400	437,800	
93	311,400	352,800	394,700	427,700	438,100	
94	312,900	354,300	395,200			
95	314,200	355,800	395,800			
96	315,700	357,300	396,300			
97	317,200	358,600	396,900			
98	318,700	359,800	397,300			
99	320,100	360,900	397,900			
100	321,600	362,100	398,400			
101	322,900	363,100	398,900			
102	324,200	364,200	399,300			
103	325,600	365,300	399,800			
104	326,900	366,500	400,200			
105	328,100	367,600	400,500			
106	329,400	368,100	400,900			
107	330,700	368,700	401,400			
108	332,000	369,300	401,700			
109	333,400	369,900	402,200			
110	334,300	370,400	402,700			
111	335,400	370,900	403,200			
112	336,600	371,400	403,700			
113	337,700	371,900	403,900			
114	338,800	372,300	404,400			
115	339,800	372,900	404,900			
116	340,900	373,400	405,400			
117	342,100	373,800	405,600			
118	343,100	374,300	406,100			
119	344,100	374,900	406,600			
120	345,000	375,300	407,100			
121	345,900	375,500	407,400			
122	346,800	376,000	407,900			
123	347,800	376,400	408,300			
124	348,800	376,700	408,800			
125	349,800	377,300	409,100			
126	350,300	377,800				
127	350,900	378,300				
128	351,500	378,800				

国会職員の給与等に関する規程

129	351,800	379,100				
130	352,200	379,600				
131	352,700	380,100				
132	353,100	380,600				
133	353,500	380,900				
134	353,900	381,400				
135	354,400	381,800				
136	354,800	382,200				
137	355,200	382,500				
138	355,600	383,000				
139	356,000	383,500				
140	356,400	384,000				
141	356,600	384,300				
142	357,100					
143	357,500					
144	357,800					
145	358,100					
146	358,500					
147	359,000					
148	359,500					
149	359,800					
150	360,300					
151	360,800					
152	361,300					
153	361,600					
再任用職員	253,200	258,200	285,100	309,800	327,500	354,200

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附 則 (昭和六十年十二月二十日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和六十年十二月二十一日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第六条の五の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第十五条に一項を加える改正規定及び附則に三項を加える改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の国会職員の給与等に関する規程(以下附則第十項までにおいて「改正後の規程」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
(職務の級への切替え)
- 3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する国会職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え等)
- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる国会職員(附則第六項に規定する国会職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二又は附則別表第三の新号給欄に定める号給とする。
- 5 前項の規定により新号給を定められる国会職員に対する切替日以後における最初の改正後の規程第一条第九項又は第十一項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十八歳に達していない国会職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。
(最高号給を超える給料月額切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
(切替期間における異動者の職務の級及び号給等)
- 7 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この規程(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の国会職員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

切替期間において、国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（昭和五十四年十二月十二日両院議長決定。以下「昭和五十四年改正規程」という。）附則第七項の規定により昇給した国会職員の改正後の規程の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、国会職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は昭和五十四年改正規程附則第七項及びこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

10 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（休暇に関する経過措置等）

11 国会職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の国会職員の給与等に関する規程（次項及び附則第十三項において

「新規規程」という。）第六条の七第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされてきた日数を加えた日数とする。

12 昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の定めに基づき同日以後に与えられるものとされた新規規程第六条の七に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病気休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づく手続を要しないものとする。

13 新規規程附則第七項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続きしている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病気休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前における当該療養のための病気休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。

（両院議長協議決定への委任）

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則別表第一 職務の級への切替表（附則第三項関係）

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表(一)	8等級	1級
	7等級	2級
	6等級	3級
	5等級	4級
		5級
	4等級	6級
		7級
	3等級	8級
2等級	9級	
	10級	
1等級	11級	
行政職給料表(二)	5等級	1級
	4等級	
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
特1等級	6級	
速記職給料表	6等級	1級
	5等級	2級
	4等級	3級
	3等級	4級
		5級
	2等級	6級
		7級
1等級	8級	
議院警察職給料表	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
		6級
特1等級	7級	

国会職員の給与等に関する規程

附則別表第二 行政職給料表(二)の1級となる国会職員以外の国会職員の
号給の切替表(附則第四項関係)

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員

国会職員の給与等に関する規程

旧号給	新 号 給										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18		18	18	17	15	17	15	17			
19		19	19	18	16	18	16	18			
20			20	19	16	19	17	19			
21			21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

ロ 行政職給料表(二)の適用を受ける国会職員

旧号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	2
4	4	4	1	2	3
5	5	5	2	3	4
6	6	6	3	4	5
7	7	7	4	5	6
8	8	8	5	6	7
9	9	9	6	7	8
10	10	10	7	8	9
11	11	11	8	9	10
12	12	12	9	10	11
13	13	13	10	11	12
14	14	14	11	12	13
15	15	15	12	13	14
16	16	16	13	14	15
17	17	17	14	15	16
18	18	18	15	16	17
19	19	19	16	17	18
20	20	20	17	18	19
21	21	21	18	19	20
22	22	22	19	20	21
23	23	23	20	21	22
24	24	24	20	22	23
25	25	25	21	23	
26		26	22		
27		27	22		
28		28	23		

国会職員の給与等に関する規程

ハ 速記職給料表の適用を受ける国会職員

旧号給	新号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1	1					
2	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	1	1	1
4	3	4	4	3	1	1	1	1
5	4	5	5	4	1	2	1	1
6	5	6	6	5	1	3	1	1
7	6	7	7	6	2	4	1	2
8	7	8	8	7	3	5	2	3
9	8	9	9	8	4	6	3	4
10	9	10	10	9	5	7	4	5
11	10	11	11	10	6	8	5	6
12		12	12	11	7	9	6	7
13		13	13	12	8	10	7	8
14		14	14	13	9	11	8	9
15		15	15	14	10	12	9	10
16			16	15	11	13	10	11
17			17	16	12	14	11	12
18			18	17	13	15	12	13
19			19	18	14	16	13	14
20			20	19	15	17	13	15
21			21	20	15	18	14	16
22				21	16	19	15	17
23				22	17			18
24				23	17			19
25				24	18			20
26								21

国会職員の給与等に関する規程

二 議院警察職給料表の適用を受ける国会職員

旧・号 給	新 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1		1					
2	1	2	1	1	1	1	1
3	2	3	2	1	2	1	1
4	3	4	3	1	3	1	2
5	4	5	4	1	4	2	3
6	5	6	5	2	5	3	4
7	6	7	6	3	6	4	5
8	7	8	7	4	7	5	6
9	8	9	8	5	8	6	7
10	9	10	9	6	9	7	8
11	10	11	10	7	10	8	9
12	11	12	11	8	11	9	10
13	12	13	12	9	12	10	11
14	13	14	13	10	13	11	12
15	14	15	14	11	14	12	13
16	15	16	15	12	15	13	14
17	16	17	16	13	16	14	15
18	17	18	17	14	17	15	16
19	18	19	18	15	18	16	17
20	19	20	19	16	19	17	18
21	20	21	20	17	20	18	19
22	21	22	21	18	21	19	20
23	22	23	22	19	22	20	
24	23	24	23	20	23	20	
25	24	25	24	21	24	21	
26	25	26	25	21			
27	26	27	26	22			
28	27	28	27	23			
29	28	29	28	24			
30	29	30					
31	30	31					
32	31	32					
33	32	33					
34	33						
35	34						
36	35						

備考 これらの表の新号給欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職給料表(二)の1級となる国会職員の号給の切替表(附則第四項関係)

旧 号 給		新 号 給
5 等 級	4 等 級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

備考 この表の旧号給欄中「4 等級」及び「5 等級」とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附 則 (平成十五年十月十日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十五年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の

国会職員の給与等に関する規程

議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前二項の規定の適用については、国会職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院

議長決定) 附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の第三第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定(同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四百十一号)附則第五項及び第六項の規定を除く。)により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに国会職員となった者(同年四月一日に在職していた国会職員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。))にあっては、新たに国会職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議し

て定める日)において国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(国会職員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

三 平成十五年七月に支給された国会特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間に一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であつた者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一

号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額とする。

(両院議長協議決定への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則 (平成十七年四月七日)

(施行期日)

1 この規程は、平成十七年四月八日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び附則第三項の規定は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前日に死亡した国会職員に係る弔慰金の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第一の規定による国立国会図書館の館長の給料は、附則第一項ただし書に規定する日から計算する。

附則 (平成十七年十月二十八日) (抄)

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の特例)

第二条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算される

国会職員の給与等に関する規程

こととなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会職員が受けていた号給等の基礎)

第四条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定。附則第十条において「平成十年改正規程」という。)附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従って定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

第五条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の第三項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項

まで又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定（同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第五条の規定を除く。）により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに国会職員となった者（同年四月一日に在職していた国会職員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。）にあっては、その新たに国会職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日））において国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（国会職員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じ

た月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額
又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

三 平成十七年七月に支給された国会特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

2 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であった者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは、「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

（特定の職務の級の切替え）

第六条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた国会職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

第七条 切替日の前日において国会職員の給与等に関する規程別表

第二から別表第五までの給料表の適用を受けていた国会職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び次条に規定する国会職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、両議院の議長が協議して定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第一に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される国会職員（次条に規定する国会職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職給料表の適用を受けていた国会職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

第八条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の切替日における号給は、両議院の議長が協議して定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

国会職員の給与等に関する規程

（国会職員が受けていた号給等の基礎）

第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十一年十一月二十日両院議長決定。第一号において「平成二十一年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる国会職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（国会職員の給与等に関する規程附則第四項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員及び国会職員の給与等に関する規程附則第四項に規定する両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）の

うち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定国会職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定国会職員となつた場合にあつては、特定国会職員となつた日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を給料として支給する。

一 平成二十一年改正規程附則第二条第一項第一号に規定する減額改定対象国会職員（次号に掲げる国会職員を除く。） 百分の九十九・一

二 指定職給料表の適用を受ける国会職員 百分の九十八・九四
三 前二号に掲げる国会職員以外の国会職員 百分の九十九・三

四

2 切替日の前日から引き続き特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の事務総長及び議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）で、当該国会職員として受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる国会職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員（前二項に規定する国会職員を除く。）について、前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところ

により、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた国会職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前三項の規定に準じて、給料を支給する。

第十二条 前条第二項の規定による給料を支給される国会職員（同条第三項又は第四項の規定により同条第二項の規定に準じて給料を支給される国会職員を含む。）に地域手当を支給する場合には、当該手当の月額は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条第一項の規定にかかわらず、給料月額と前条の規定による給料の額との合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

第十三条 附則第十一条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七条の三第五項（同規程第七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規程第七条の三第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における国会職員の給与等に関する規程の適用に関する特例）

第十四条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる国会職員の給与等に関する規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句とする。

第一条第九項		四号給	二号給
第一条第十項		四号給	二号給
一号給	二号給	三号給	一号給
二号給	三号給	二号給	二号給
三号給	一号給	一号給	一号給

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項に定める国会職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき二万五千三百円を超え二万七千八百円以下であるものに対する国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項の規定の適用については、当該国会職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

(両院議長協議決定への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則別表第一 職務の級への
切替表（附則第六条関係）

給料表	旧 級	新 級
行政職 給料表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		
行政職 給料表(二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
速記職 給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
議院警察職 給料表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級

国会職員の給与等に関する規程

附則別表第二 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である国会職員以外の国会職員の号給の切替表（附則第七条関係）

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

国会職員の給与等に関する規程

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

国会職員の給与等に関する規程

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 行政職給料表(二)の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

国会職員の給与等に関する規程

23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 速記職給料表の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	17	1	1	1
	3月以上6月未満			2	2	18	2	2	2
	6月以上9月未満			3	3	19	3	3	3
	9月以上12月未満			4	4	20	4	4	4
	12月以上			5	5	21	5	5	5
2	3月未満	1	13	5	5	21	5	5	5
	3月以上6月未満	2	14	6	6	22	6	6	6
	6月以上9月未満	3	15	7	7	23	7	7	7
	9月以上12月未満	4	16	8	8	24	8	8	8
	12月以上	5	17	9	9	25	9	9	9
3	3月未満	5	17	9	9	25	9	9	9
	3月以上6月未満	6	18	10	10	26	10	10	10
	6月以上9月未満	7	19	11	11	27	11	11	11
	9月以上12月未満	8	20	12	12	28	12	12	12
	12月以上	9	21	13	13	29	13	13	13
4	3月未満	9	21	13	13	29	13	13	13
	3月以上6月未満	10	22	14	14	30	14	14	14
	6月以上9月未満	11	23	15	15	31	15	15	15
	9月以上12月未満	12	24	16	16	32	16	16	16
	12月以上	13	25	17	17	33	17	17	17
5	3月未満	13	25	17	17	33	17	17	17
	3月以上6月未満	14	26	18	18	34	18	18	18
	6月以上9月未満	15	27	19	19	35	19	19	19
	9月以上12月未満	16	28	20	20	36	20	20	20
	12月以上	17	29	21	21	37	21	21	21
6	3月未満	17	29	21	21	37	21	21	21
	3月以上6月未満	17	30	22	22	38	22	22	22
	6月以上9月未満	17	31	23	23	39	23	23	23
	9月以上12月未満	18	32	24	24	40	24	24	24
	12月以上	18	33	25	25	41	25	25	25
7	3月未満	18	33	25	25	41	25	25	25
	3月以上6月未満	18	34	26	26	42	26	26	26
	6月以上9月未満	19	35	27	27	43	27	27	27
	9月以上12月未満	19	36	28	28	44	28	28	28
	12月以上	19	37	29	29	45	29	29	29
8	3月未満	19	37	29	29	45	29	29	29
	3月以上6月未満	20	38	30	30	46	30	30	30
	6月以上9月未満	20	39	31	31	47	31	31	31
	9月以上12月未満	20	40	32	32	48	32	32	32
	12月以上	21	41	33	33	49	33	33	33
9	3月未満	21	41	33	33	49	33	33	33
	3月以上6月未満	21	42	34	34	50	34	34	34
	6月以上9月未満	22	43	35	35	51	35	35	35
	9月以上12月未満	22	44	36	36	52	36	36	36
	12月以上	23	45	37	37	53	37	37	37
10	3月未満	23	45	37	37	53	37	37	37
	3月以上6月未満	23	46	38	38	54	38	38	38
	6月以上9月未満	24	47	39	39	55	39	39	39
	9月以上12月未満	24	48	40	40	56	40	40	40
	12月以上	25	49	41	41	57	41	41	41
11	3月未満		49	41	41	57	41	41	41
	3月以上6月未満		50	42	42	58	42	42	42
	6月以上9月未満		51	43	43	59	43	43	43
	9月以上12月未満		52	44	44	60	44	44	44
	12月以上		53	45	45	61	45	45	45

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

12	3月未満		53	45	45	61	45	45	45
	3月以上6月未満		54	46	46	62	46	46	46
	6月以上9月未満		55	47	47	63	47	47	47
	9月以上12月未満		56	48	48	64	48	48	48
	12月以上		57	49	49	65	49	49	49
13	3月未満		57	49	49	65	49	49	49
	3月以上6月未満		58	50	50	66	50	50	50
	6月以上9月未満		59	51	51	67	51	51	51
	9月以上12月未満		60	52	52	68	52	52	52
	12月以上		61	53	53	69	53	53	53
14	3月未満		61	53	53	69	53	53	53
	3月以上6月未満		62	54	54	70	54	54	54
	6月以上9月未満		63	55	55	71	55	55	55
	9月以上12月未満		64	56	56	72	56	56	56
	12月以上		65	57	57	73	57	57	57
15	3月未満		65	57	57	73	57	57	57
	3月以上6月未満		65	58	57	74	58	58	58
	6月以上9月未満		65	59	58	75	59	59	59
	9月以上12月未満		65	60	58	76	60	60	60
	12月以上		65	61	59	77	61	61	61
16	3月未満			61	59	77	61	61	61
	3月以上6月未満			62	59	78	62	62	62
	6月以上9月未満			63	60	79	63	63	63
	9月以上12月未満			64	60	80	64	64	64
	12月以上			65	61	81	65	65	65
17	3月未満			65	61	81	65	65	65
	3月以上6月未満			66	62	82	66	66	66
	6月以上9月未満			67	63	83	67	67	67
	9月以上12月未満			68	64	84	68	68	68
	12月以上			69	65	85	69	69	69
18	3月未満			69	65	85	69	69	69
	3月以上6月未満			70	65	86	70	70	70
	6月以上9月未満			71	66	87	71	71	71
	9月以上12月未満			72	66	88	72	72	72
	12月以上			73	67	89	73	73	73
19	3月未満			73	67	89	73		73
	3月以上6月未満			74	67	90	74		74
	6月以上9月未満			75	68	91	75		75
	9月以上12月未満			76	68	92	76		76
	12月以上			77	69	93	77		77
20	3月未満			77	69	93	77		77
	3月以上6月未満			78	69	94	78		77
	6月以上9月未満			79	70	95	79		77
	9月以上12月未満			80	70	96	80		77
	12月以上			81	71	97	81		77
21	3月未満			81	71	97	81		77
	3月以上6月未満			82	71	98	82		77
	6月以上9月未満			83	72	99	83		77
	9月以上12月未満			84	72	100	84		77
	12月以上			85	73	101	85		77
22	3月未満			85	73	101			77
	3月以上6月未満			86	73	102			77
	6月以上9月未満			87	74	103			77
	9月以上12月未満			88	74	104			77
	12月以上			89	75	105			77

国会職員の給与等に関する規程

23	3月未満			89	75	105			77
	3月以上6月未満			90	75	106			77
	6月以上9月未満			91	76	107			77
	9月以上12月未満			92	76	108			77
	12月以上			93	77	109			77
24	3月未満			93	77				
	3月以上6月未満			94	78				
	6月以上9月未満			95	79				
	9月以上12月未満			96	80				
	12月以上			97	81				
25	3月未満			97	81				
	3月以上6月未満			98	82				
	6月以上9月未満			99	83				
	9月以上12月未満			100	84				
	12月以上			101	85				
26	3月未満			101	85				
	3月以上6月未満			102	86				
	6月以上9月未満			103	87				
	9月以上12月未満			104	88				
	12月以上			105	89				
27	3月未満			105	89				
	3月以上6月未満			106	90				
	6月以上9月未満			107	91				
	9月以上12月未満			108	92				
	12月以上			109	93				
28	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
29	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

二 議院警察職給料表の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	9	1	1	1
	3月以上6月未満			1	10	1	1	1
	6月以上9月未満			1	11	1	1	1
	9月以上12月未満			1	12	1	1	1
	12月以上			1	13	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	16	1	1	1
	12月以上	5	5	5	17	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	18	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	19	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	20	4	1	1
	12月以上	9	9	9	21	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	21	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	22	6	2	2
	6月以上9月未満	11	11	11	23	7	3	3
	9月以上12月未満	12	12	12	24	8	4	4
	12月以上	13	13	13	25	9	5	5
5	3月未満	13	13	13	25	9	5	5
	3月以上6月未満	14	14	14	26	10	6	6
	6月以上9月未満	15	15	15	27	11	7	7
	9月以上12月未満	16	16	16	28	12	8	8
	12月以上	17	17	17	29	13	9	9
6	3月未満	17	17	17	29	13	9	9
	3月以上6月未満	18	18	18	30	14	10	10
	6月以上9月未満	19	19	19	31	15	11	11
	9月以上12月未満	20	20	20	32	16	12	12
	12月以上	21	21	21	33	17	13	13
7	3月未満	21	21	21	33	17	13	13
	3月以上6月未満	22	22	22	34	18	14	14
	6月以上9月未満	23	23	23	35	19	15	15
	9月以上12月未満	24	24	24	36	20	16	16
	12月以上	25	25	25	37	21	17	17
8	3月未満	25	25	25	37	21	17	17
	3月以上6月未満	26	26	26	38	22	18	18
	6月以上9月未満	27	27	27	39	23	19	19
	9月以上12月未満	28	28	28	40	24	20	20
	12月以上	29	29	29	41	25	21	21
9	3月未満	29	29	29	41	25	21	21
	3月以上6月未満	30	30	30	42	26	22	22
	6月以上9月未満	31	31	31	43	27	23	23
	9月以上12月未満	32	32	32	44	28	24	24
	12月以上	33	33	33	45	29	25	25
10	3月未満	33	33	33	45	29	25	25
	3月以上6月未満	34	34	34	46	30	26	26
	6月以上9月未満	35	35	35	47	31	27	27
	9月以上12月未満	36	36	36	48	32	28	28
	12月以上	37	37	37	49	33	29	29
11	3月未満	37	37	37	49	33	29	29
	3月以上6月未満	38	38	38	50	34	30	30
	6月以上9月未満	39	39	39	51	35	31	31
	9月以上12月未満	40	40	40	52	36	32	32
	12月以上	41	41	41	53	37	33	33

国会職員の給与等に関する規程

国会職員の給与等に関する規程

12	3月未満	41	41	41	53	37	33	33
	3月以上6月未満	42	42	42	54	38	34	34
	6月以上9月未満	43	43	43	55	39	35	35
	9月以上12月未満	44	44	44	56	40	36	36
	12月以上	45	45	45	57	41	37	37
13	3月未満	45	45	45	57	41	37	37
	3月以上6月未満	46	46	46	58	42	38	38
	6月以上9月未満	47	47	47	59	43	39	39
	9月以上12月未満	48	48	48	60	44	40	40
	12月以上	49	49	49	61	45	41	41
14	3月未満	49	49	49	61	45	41	41
	3月以上6月未満	50	50	50	62	46	42	42
	6月以上9月未満	51	51	51	63	47	43	43
	9月以上12月未満	52	52	52	64	48	44	44
	12月以上	53	53	53	65	49	45	45
15	3月未満	53	53	53	65	49	45	45
	3月以上6月未満	54	54	54	66	50	46	46
	6月以上9月未満	55	55	55	67	51	47	47
	9月以上12月未満	56	56	56	68	52	48	48
	12月以上	57	57	57	69	53	49	49
16	3月未満	57	57	57	69	53	49	49
	3月以上6月未満	58	58	58	70	54	50	50
	6月以上9月未満	59	59	59	71	55	51	51
	9月以上12月未満	60	60	60	72	56	52	52
	12月以上	61	61	61	73	57	53	53
17	3月未満	61	61	61	73	57	53	53
	3月以上6月未満	62	62	62	74	58	54	54
	6月以上9月未満	63	63	63	75	59	55	55
	9月以上12月未満	64	64	64	76	60	56	56
	12月以上	65	65	65	77	61	57	57
18	3月未満	65	65	65	77	61	57	57
	3月以上6月未満	66	66	66	78	62	58	58
	6月以上9月未満	67	67	67	79	63	59	59
	9月以上12月未満	68	68	68	80	64	60	60
	12月以上	69	69	69	81	65	61	61
19	3月未満	69	69	69	81	65	61	61
	3月以上6月未満	70	70	70	82	66	62	62
	6月以上9月未満	71	71	71	83	67	63	63
	9月以上12月未満	72	72	72	84	68	64	64
	12月以上	73	73	73	85	69	65	65
20	3月未満	73	73	73	85	69	65	65
	3月以上6月未満	74	74	74	86	70	66	66
	6月以上9月未満	75	75	75	87	71	67	67
	9月以上12月未満	76	76	76	88	72	68	68
	12月以上	77	77	77	89	73	69	69
21	3月未満	77	77	77	89	73	69	69
	3月以上6月未満	78	78	78	90	74	70	70
	6月以上9月未満	79	79	79	91	75	71	71
	9月以上12月未満	80	80	80	92	76	72	72
	12月以上	81	81	81	93	77	73	73
22	3月未満	81	81	81	93	77	73	73
	3月以上6月未満	82	82	82	94	78	74	74
	6月以上9月未満	83	83	83	95	79	75	75
	9月以上12月未満	84	84	84	96	80	76	76
	12月以上	85	85	85	97	81	77	77

国会職員の給与等に関する規程

23	3月未満	85	85	85	97	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	85	98	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	86	99	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	86	100	84	80	
	12月以上	89	89	87	101	85	81	
24	3月未満	89	89	87	101	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	87	102	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	88	103	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	88	104	88	84	
	12月以上	93	93	89	105	89	85	
25	3月未満	93	93	89	105	89		
	3月以上6月未満	94	94	90	106	90		
	6月以上9月未満	95	95	91	107	91		
	9月以上12月未満	96	96	92	108	92		
	12月以上	97	97	93	109	93		
26	3月未満	97	97	93	109	93		
	3月以上6月未満	98	98	94	110	93		
	6月以上9月未満	99	99	95	111	93		
	9月以上12月未満	100	100	96	112	93		
	12月以上	101	101	97	113	93		
27	3月未満	101	101	97	113			
	3月以上6月未満	102	102	98	114			
	6月以上9月未満	103	103	99	115			
	9月以上12月未満	104	104	100	116			
	12月以上	105	105	101	117			
28	3月未満	105	105	101				
	3月以上6月未満	106	106	102				
	6月以上9月未満	107	107	103				
	9月以上12月未満	108	108	104				
	12月以上	109	109	105				
29	3月未満	109	109	105				
	3月以上6月未満	109	110	105				
	6月以上9月未満	110	111	106				
	9月以上12月未満	110	112	106				
	12月以上	111	113	107				
30	3月未満	111	113	107				
	3月以上6月未満	111	114	107				
	6月以上9月未満	112	115	108				
	9月以上12月未満	112	116	108				
	12月以上	113	117	109				
31	3月未満	113	117					
	3月以上6月未満	114	118					
	6月以上9月未満	115	119					
	9月以上12月未満	116	120					
	12月以上	117	121					
32	3月未満	117	121					
	3月以上6月未満	118	122					
	6月以上9月未満	119	123					
	9月以上12月未満	120	124					
	12月以上	121	125					
33	3月未満	121	125					
	3月以上6月未満	121	126					
	6月以上9月未満	122	127					
	9月以上12月未満	122	128					
	12月以上	123	129					

国会職員の給与等に関する規程

34	3月未満	123	129					
	3月以上6月未満	123	130					
	6月以上9月未満	124	131					
	9月以上12月未満	124	132					
	12月以上	125	133					
35	3月未満	125	133					
	3月以上6月未満	125	134					
	6月以上9月未満	126	135					
	9月以上12月未満	126	136					
	12月以上	127	137					
36	3月未満	127						
	3月以上6月未満	127						
	6月以上9月未満	128						
	9月以上12月未満	128						
	12月以上	129						
37	3月未満	129						
	3月以上6月未満	130						
	6月以上9月未満	131						
	9月以上12月未満	132						
	12月以上	133						
38	3月未満	133						
	3月以上6月未満	134						
	6月以上9月未満	135						
	9月以上12月未満	136						
	12月以上	137						

附則別表第三 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられて
いる職務の級である国会職員の号給の切替表（附則第七条関係）

旧級が行政職給料表（一）の11級である国会職員の新号給

旧号給	経過期間	新 級	
		9 級	10 級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

国会職員の給与等に関する規程

11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第四

指定職給料表の適用を受ける国会職員の号給の切替表（附則第七条関係）

旧号給	新号給
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

国会職員の給与等に関する規程

附 則 (平成二十一年十一月三十日)

(施行期日)

第一条 この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の二第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(育児短時間勤務国会職員等)についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定(国会職員の給与等に関する規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号)附則第三条の規定を除く。)により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に国会職員(国会職員の給与等に関する規程第十五条に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は国会職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号

給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの国会職員以外の国会職員(以下この項において「減額改定対象国会職員」という。)となつた者(同年四月一日に減額改定対象国会職員であつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象国会職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日)において減額改定対象国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(同規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月からの規程の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象国会職員以外の国会職員であつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表		職務の級	号給
行政職給料表(一)		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から二十四号給まで
		三級	一号給から八号給まで

行政職給料表(一)

一級 一号給から六十八号給まで

速記職給料表

二級 一号給から三十二号給まで
一級 一号給から四十四号給まで

二級 一号給から二十四号給まで

議院警察職
給料表

三級 一号給から八号給まで
一級 一号給から五十二号給まで
二級 一号給から三十二号給まで
三級 一号給から十六号給まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象国会職員であつた者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2 平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であつた者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則（平成二十二年十一月二十六日）（抄）

国会職員の給与等に関する規程

（施行期日）

第一条 この規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の三第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条又は附則第四項の規定にかかわらず、これらの規定（国会職員の給与等に関する規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第二条の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に国会職員（国会職員の給与等に関する規程第十五条に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は国会職員であつて適用される給料表並びにその職名若しくは職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職名又は職務の

国会職員の給与等に関する規程

級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）附則第十一条の規定の適用を受けない国会職員に限る。）からこれらの国会職員以外の国会職員（以下この項において「減額改定対象国会職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に減額改定対象国会職員であつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象国会職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日）において減額改定対象国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（国会職員の給与等に関する規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象国会職員以外の国会職員であつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた

月数 を乗じて得た額		号給
特別給料表	職名又は職務の級	一号給から五号給まで
表	各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	
行政職給料表(一)	一級	一号給から九十三号給まで
	二級	一号給から六十四号給まで
	三級	一号給から四十八号給まで
	四級	一号給から三十二号給まで
	五級	一号給から二十四号給まで
	六級	一号給から十六号給まで
	七級	一号給から四号給まで
行政職給料表(二)	一級	一号給から百八号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から六十四号給まで
	四級	一号給から三十六号給まで
	五級	一号給から二十号給まで
速記職給料表	一級	一号給から六十五号給まで
	二級	一号給から六十四号給まで
	三級	一号給から四十八号給まで
	四級	一号給から二十三号給まで
	五級	一号給から十六号給まで
	六級	一号給から九号給まで
議院警察	一級	一号給から九十二号給まで

職給料表

二級	一号給から七十二号給まで
三級	一号給から五十六号給まで
四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象国会職員であった者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

2 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であった者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に関する読替え）

第三条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に対する第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定の適用については、同項中「当該特定国会職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十

国会職員の給与等に関する規程

二年十一月二十六日両院議長決定）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号給の調整）

第四条 平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない国会職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び特別給料表、指定職給料表又は特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員を除く。）のうち、平成二十二年一月一日において国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定により昇給した国会職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）その他当該国会職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十三年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第十三条に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と

国会職員の給与等に関する規程

二二四

する」とする。

3 前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

4 国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事評価に関する経過措置）

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日後一年間において行われる第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年間は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の四第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この規程の

施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則（平成二十六年十一月十二日）（抄）

（施行期日等）

第一条 この規程は、平成二十六年十一月十九日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会職員の給与等に関する規程別表第一の改正規定及び同規程別表第三から別表第五までの改正規定に限る。附則第四条において同じ。）による改正後の国会職員の給与等に関する規程の規定及び第二条の規定（特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項の表の改正規定に限る。附則第四条において同じ。）による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（適用日における特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の適用日における給料月額は、第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議

院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程又は第二条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は第二条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程又は第二条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の内払)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の切替日における給料月額は、第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

国会職員の給与等に関する規程

(切替日前の異動者の号給の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(国会職員の給与等に関する規程附則第四項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員(再任用職員及び同項に規定する両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定国会職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定国会職員となった場合にあつては、特定国会職員となった日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員(前項に規定する国会職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、

当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった国会職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条 前条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七条の三五項（同規程第七条の四第四項において準用する場合及び育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、国会職員の給与等に関する規程第七条の三五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される国会職員に関する特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十七年二月三十一日までの間における昇給に関する特例）
 第九条 平成二十七年三月三十一日までの間における国会職員の給

与等に関する規程第一条第九項（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第二条及び第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは「三号給」と、「三号給」とあるのは「二号給」とする。

（非常勤職員の給与に関する経過措置）

第十条 第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項に定める国会職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるものに対する国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該国会職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、同項中「三万四千二百円」とあるのは、「三万四千九百円」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則（平成二十八年一月二十日）（抄）

（施行期日等）

第一条 この規程は、平成二十八年一月二十六日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条並びに附則第五条の規定は、同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「改

正後の特定任期付職員給与特例規程」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第二条 平成二十七年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程(特定任期付職員給与特例規程)の規定による給料月額を受けていた国会職員の切替日における給料月額は、改正後の特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び改正後の給与規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与(国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。)附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。)又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与(平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

国会職員の給与等に関する規程

(両院議長協議決定への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則(平成二十八年十一月十六日)(抄)

(施行期日等)

第一条 この規程は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 第二条及び第五条の規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定(国会職員の給与等に関する規程(以下「給与規程」という。))第七条の三第二項の改正規定、給与規程第七条の四第二項の改正規定及び給与規程附則第七項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与規程(次条において「改正後の給与規程」という。)の規定及び第四条の規定(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(以下「特定任期付職員給与特例規程」という。))第二条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の特定任期付職員給与特例規程(次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成二十六年十一月十二

日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）

又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員給与特例規程の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（両院議長協議決定への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附 則（平成二十九年十二月八日）（抄）

（施行期日等）

第一条 この規程は、平成二十九年十二月十五日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（次条及び同項において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規

程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第二条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成三十年四月一日における号給の調整）

第三条 平成三十年四月一日において三十七歳に満たない国会職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び改正後の給与規程別表第一に規定する特別給料表、国会職員の給与等に関する規程別表第二に規定する指定職給料表又は改正後の特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定により昇給した国会職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において「昇給抑制国会職員」という。）その他昇給抑制国会職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成三十年四月一日における号

給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）

第十三条第一項に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務国会職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

4 国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤

務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に必要なる事項は、両議院の議長が協議して定める。

附 則（平成三十年十一月二十八日）

（施行期日等）

第一条 この規程は、平成三十年十一月三十日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は第三条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与の内払とみなす。

（両院議長協議決定への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

○給料表の適用範囲に関する件

(昭和三十三年十一月十一日両院議長協議決定)

改正	
昭三五年 六月 九日	昭三六年 一月 一日
昭三九年 二月 〇日	昭四三年 二月 二日
昭五五年 一月 二九日	昭六〇年 二月 〇日
平一〇年 一月 二日	平一二年 一月 二〇日
平一八年 三月 三一日	平一九年 二月 七日
平二二年 六月 一日	平三三年 五月 八日

(総則)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)別表第二から別表第五までのそれぞれの給料表の適用については、本件の定めるところによる。

(指定職給料表の適用範囲)

第二条 指定職給料表は、次の各号に掲げる国会職員に適用する。

- 一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長、国立国会図書館の副館長及び衆議院事務局の調査局長
- 二 裁判官訴追委員会の事務局長及び裁判官弾劾裁判所の事務局長
- 三 各議院事務局の憲法審査会事務局長
- 四 国立国会図書館の調査及び立法考査局長
- 五 各議院事務局、各議院法制局及び国立国会図書館の部長及びこれらの部長又は前各号に掲げる国会職員に準ずる国会職員で、衆議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官訴追委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局の